1 総則

新川合1号配水幹線布設大豆島3工区工事は、設計図書・長野市建設工事共通仕様書・長野市土木工事施工管理基準・長野市公共工事率先実行計画・業務打ち合わせ及び関係法規に基づき施工すること。

2 工事概要

金抜き設計書の設計大要のとおり

3 事前調査

3-1 境界の現状の把握と復旧

起工測量において、境界杭・境界ピン・測量ピン及び舗装端などは控え(オフセット)を取り、写真などにより確認できるものを残し、工事完了後に復元すること。

3-2 舗装状況の把握

道路の舗装状況について、ひび割れなどの状況が著しい現場においては、写真などで着工前の状況を確認できるようにすること。

3-3 埋設物の調査

他の埋設物の調査を十分に行い、必要に応じて関係企業に立会いを依頼し、損傷を与えないようにすること。

4 施工計画一般

- 4-1 施工計画書の提出
 - (1) 施工計画書の提出期限は仕様書のとおりとする。
 - (2) 受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書又は協議書において提案し、工事 完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。
 - (3) 産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物処理業者との契約書の写しを提出すること。
 - (4) 残土及び産業廃棄物の処理場所を経路及び距離を明示し、地図などにより提出すること。
 - (5) 写真管理・品質管理・出来形管理の場所、測点が確認できる図面を添付すること。
 - (6) 安全管理の図面に、交通誘導員の人数及び配置場所を明記すること。
 - (7) 新型コロナウイルス感染症対策事項(作業従事者の健康管理に関する事項、感染等が発生した場合の対応に関する事項等)を提出すること。
- 4-2 起工測量と予想配管図の作成
 - (1) 施工にあたり、事前に起工測量を行い、予想配管図を提出すること。
 - (2) 鉛管が発見された場合、直ちに監督員へ報告すること。

5 使用建設機械

- (1)建設機械(別途指定)は、排ガス対策型を使用すること。
- (2) 低騒音及び低振動についても十分に配慮すること。

6 残土処分

(1)設計書及び下記に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定するものではない。

想定処分先名称	㈱長西
処分先所在地	長野市若穂牛島 167

- (2) 処分先について、監督員が変更を指示したときは、それに従うこと。また、変更協議の対象とする。
- (3) 当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定の処分先では受け入れができない場合は、変更協議の対象とする。
- (4) 道路管理者の指示又は道路占用基準の変更などにより、変更がある場合は監督員と協議すること。
- (5) 処分先について、無償での受入れ地がないか調査すること。また、無償での受入れ地があった場合や自社処分の場合は変更協議の対象とする。
- (6)施工計画書に処分計画(場所・形状、排水計画、場内維持等)を記載し、竣工時に以下の書類を提出すること。
 - ①建設発生土処理報告書(運搬距離・処理費用等)

- ②支払い証明書類(処分料の支払い証明ができる書面・領収書等)
- ③残土量の計測資料(土量計算書と対比写真)
- ④処分地の写真(搬入前~搬入後の状況のわかるもの)

なお、無償地への受入れが可能になった場合や、条件により処分方法について変更協議が必要になった場合は、以下の書類を提出すること。

- ①処分地の規制状況等に関する書類(現状地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画及び、農地法・森林法・都市計画法・砂防法等各種法令に従い適正に処理できることを示すもの)
- ②処分地の状況図(位置図、平面図、搬入前の状況のわかる写真等)
- ③処分地までの運搬経路図
- ④土地所有者の契約書(搬入前)

7 アスファルト殻及びコンクリート殻処分

設計書に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定しているものでない。また、原則として変更設計の対象としない。

8 再生資源利用(促進)計画の現場掲示について

(1) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出すること。また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

(2) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設 汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき再生資源利用促進 計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出すること。また、受注者は法令等に基づき、 再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

9 配管方法

9-1 配管技能者

耐震管:一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会主催によるJDPA継手接合研修会の受講修了者、又は日本 水道協会の配水管技能者名簿(耐震登録)の登録者であり、その写しを施工計画書に添付すること。

ポリエチレン管:配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管(水道配水用)・ 継手施工技術講習会の受講修了者であり、その写しを施工計画書に添付すること。

上記以外の管については、旧長野市配管技能者の有資格者又は同等の資格を有するものとする。

9-2 配管材料

配水管布設替工事における配管材の種別口径等は、設計図書のとおりとする。

材料は、JWWA、JIS 規格品で日本水道協会の検査に合格したものを使用し、合格証明書を提出すること。 以下に主要な配管材の仕様を示す。

GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)

GX 形ダクタイル鋳鉄管異形管 (JWWA G 121)

GX 形ソフトシール仕切弁 7.5KF (JDPA G 1049)

G-Link (JWWA G 121)

P-Link (JWWA G 121)

9-3 配管方法

- (1) ダクタイル鋳鉄管の場合、日本ダクタイル鉄管協会「接合要領書」を参照し布設すること。
- (2) 日本ダクタイル鉄管協会「GX 形ダクタイル鉄管 接合要領書 (JDPA W 16)」を参照し布設する こと
- (3)接合要領等に不明な点がある場合、日本ダクタイル鉄管協会へ照会を行うことにより技術指導及び支援が可能。

9-4 写真管理

- (1)管接合部分の施工状況写真については、規定のトルクでの締め付けが確認できる写真を別表「1」に 示す箇所数について竣工書類に添付すること。
- (2)管理設時に防護砂を施工する場合の状況写真については、直管部のみならず、曲管部・分岐部及び給水管取付部の砂の充填状況を竣工書類に添付すること。
- (3)下水道工事などと競合して配水管及び給水管を布設する場合は、管下の埋戻し材の突起などによる管体の損傷を防ぐために、配管前の管下部分の埋戻し状況・転圧完了状況及び床均し状況写真を竣工書類に添付すること。
- (4)使用材料検収写真は、管体表示記号のうち、管径・年号及びメーカーが確認できる写真を竣工書類に添付すること。なお、使用材料検収は監督員立会いのもとで行うものとし、やむを得ない場合は監督員と協議すること。監督員と立会いを行った場合は立会い状況写真を竣工書類に添付すること。
- (5) 仮設配管の施工をした場合は、配管施工状況・配管完了状況及び撤去完了状況を竣工書類に添付すること。

9-5 管接合状態の確認

管接合状態の確認をするため、別表「1」に示す箇所数について、継手のチェックシート及び検測写真を 竣工書類に添付すること。

別表「1」 管接合部写真管理箇所表

管種•□径	継手チェックシート	検 測 写 真	備 考	
一般継手・耐震継手 φ250以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	締付け状況及びチェ ックゲージによる検 測写真	
一般継手・耐震継手 φ300以上	全継手箇所	全継手箇所	締付け状況及びチェックゲージによる検 測写真	
EF 継手 <i>ϕ</i> 150 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	継手施工状況写真	

9-6 その他

配水用ポリエチレン管の接合における電気融着において、コントローラー及び専用工具については、使用 前に点検、整備を実施し、原則バーコード読みによるオート設定にて行うこと。

オート設定での施工が困難で、マニュアル設定で行う場合は、電圧、設定時間等の記録をとること。

10 埋設物の保護及び離隔の確保

10-1 埋設物の保護

工事区間内に埋設されている占用施設のうち、移設が困難と判断されるものについては工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。防護方法は管理者の指示に従うこと。

また、万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

10-2 離隔の確保

工事区間内に埋設されている占用施設との離隔については300mm以上確保し、竣工図書に写真を添付すること。なお、離隔の確保が困難な場合は、監督員と協議するか、又は、管理者の指示に従うこと。

11 マンホール設置の注意点

11-1 表函・マンホール

車道部に使用するレジンコンクリート製マンホールの設置については、表函の高さ調整などに対応するため、表函とマンホール本体の間に調整モルタル(速強性無収縮性モルタル) t = 5 c m以上の施工を必ず行うこと。

11-2 ブロック・基礎砕石

マンホールの沈下は、車道の走行性及び水道管の損傷などを引き起こす可能性があるので、基礎砕石は十分に締固めを行い、ブロックが安定するように施工すること。

12 仮設工

12-1 仮設の承認

- (1) 仮設配管は、配管図を作成し、監督員の承認を受け施工すること。
- (2)施工に際しては、仮設給水管を含め、関係住民へ周知し、承諾を得るものとする。

12-2 条件

本工事における仮設物は任意とする。仮設方法は土質条件・現場条件及び周辺環境を考慮し、施工計画書に詳細に記し、監督員の承認を得たうえでそれに基づき施工管理・出来形管理を行うこと。

仮設工事は変更対象から除外するが、現場条件が設計と著しく異なる場合は、監督員と協議のうえ判断すること。

12-3 仮設計画

仮設計画をする際は安全かつ十分な機能を有しているものを採用し、建設工事土木公衆災害防止対策要網に基づき適切に行うこと。

12-4 仮設土留工

土留工については任意仮設とする。

13 側溝下部の配管方法

13-1 狸掘施工の禁止

側溝下部などの横断施工を行う場合には、狸掘施工は行わないこと。なお、施工方法は別紙「給水管布設による長野市道側溝下部の施工方法」を基本とし、詳細は監督員と協議すること。

14 舗装復旧

14-1 原形復旧

舗装の取壊しは必要最小限にとどめ、必要以外の路面に亀裂・沈下などが生じた場合は受注者の負担により復旧するものとする。その他の道路施設についても同様の扱いとする。

また、区画線なども原形復旧すること。

14-2 舗装展開図の作成

- (1) 本工事において舗装復旧が仮復旧で行われる箇所については、出来形展開図のほかに面積確認用の展開図を作成すること。なお、作成内容については必ず監督員と協議すること。
- (2) 仮復旧・本復旧については、道路管理者及び監督員と協議すること。

15 安全管理

15-1 安全管理

受注者は工事中の労働災害、公衆災害を防止するため、国土交通省制定の「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び労働安全衛生法などの安全法規を遵守し安全管理に努めること。

また、安全計画を作成し、現場での重機及び車両移動に交通誘導員を配置するなどの安全管理は基より通行車両及び歩行者への安全確保に万全を期すこと。

15-2 円滑な交通の確保

- (1)交通規制は規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならないよう可能な限り迂回路を設けること。
- (2) 案内看板や交通誘導員の誘導により円滑な交通を確保すること。

15-3 路面の平坦の確保

- (1) 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は 直ちに関係機関と協議のうえ早急に改善すること。
- (2) 砕石・砂などが散乱しないよう万全を期すこと。

15-4 交通誘導員

- (1) 交通誘導員は道路管理者及び警察の指示に従い配置すること。
- (2) 特別に指示がない場合は、任意とする。また、設計書に交通誘導員が計上されている場合は、監督 員と協議し必要人数を配置すること。
- (3)施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は、監督員と協議のうえ必要人数を変更対象とする。

16 環境に関する配慮について

- 16-1 長野市公共工事率先実行計画
 - (1) 長野市建設工事共通仕様書 [土木工事編 第9編その他編 第1章第4節による。
- 16-2 周辺環境
 - (1) 工事及び工事車両による大気の汚染などは、アイドリングストップによる CO2 の発生の抑制等、 創意工夫をし、地球環境に配慮し実施すること。
 - (2) 残土等の搬出による路面汚損、粉塵対策については、常に監視をし、清掃・散水等により受注者の責により対応すること。
 - (3) 現場内にクリーンボックス・灰皿立等を設置し、空き缶・ゴミなどを散乱させたり、たばこの吸殻を投げ捨てたり等は絶対にせず、工事現場を含め周辺環境の美化に努めること。

16-3 廃棄物処分

現場発生品は発生量の多少に係わらず適正に処分すること。

少量の場合は分別コンテナ等に適切に処分し、竣工時に写真等で処分方法等が確認できるよう管理する こと。それ以外の場合はマニフェスト管理すること。

施工計画書にいずれかの処分方法を明記し、監督員の承諾を得ること。

16-4 鋳鉄管等の取り扱いについて

既設鋳鉄管等の撤去処分にあたり、最終処分で廃棄物処分となった場合はマニフェストの提出が必要となるため、必ず発生時にマニフェスト管理すること。ただし、最終処分で有価物としての取引が生じた場合はマニフェスト管理が不要となるが、竣工書類に処分場所、量、価格等を示す書類を添付すること。 なお、現場発生量が少量の場合は前項により管理すること。

16-5 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事です。熱中症対策に資する現場管理費補 正を求める場合、事前に監督員と協議を行い、工事完成日以降速やかに根拠資料を提出してください。

17 地元調整および連絡工事

- 17-1 地元調整
 - (1) 地元行事の時期を把握し、工程調整を図ること。
 - (2) 工事施工の時間帯が通常の範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで施工すること。

17-2 連絡工事

- (1)連絡工事にあたり監督員と十分協議し、実施日の1週間前に「上水道管連絡工事施工について」の用紙を2部または3部提出すること。また、地元に配布する断水通知または濁り通知文書などは監督員の承諾を得て、実施日の1週間前には配布し周知徹底すること。
- (2)連絡工事の土工にあたり、掘削深が1.5mを超えるとき及び1.5m以下でも状況により危険なときは土留めを設置し、安全に施工すること。

18 提出書類

- 18-1 工事完了時において、竣工書類のほかに、以下の資料を提出すること。
 - (1)竣工図
 - (2) 消火栓の着工前・竣工・施工中の写真
 - (3)舗装復旧展開図
 - (4) 鉛管解消工事集計表(鉛管が発生の場合)
 - (5)環境配慮項目チェックシート(請負額1,000万円以上の場合)
- 18-2 竣工図の材質・規格

竣工図は電子データ(CD-ROM)竣工図書と同時に提出すること。また、これによらない場合は監督員と協議すること。

電子データはCADデータ及びPDFデータとし、規格は以下のとおりとする。

CADデータ JWW形式

PDFデータ A1サイズ、解像度600dpi、モノクロ

設計者欄に監督員の苗字を記入すること。

複数のファイルとなる場合は、ファイル名の末尾にハイフン及び英数字を追加すること。

(例)○○地区配水管布設工事—1.JWW

〇〇地区(下水道関連)配水管移設工事.PDF

その他、詳細は「上水道管布設工事竣工図作成仕様書」による。

18-3 電子納品に関する事項

- (1) しゅん工書類の電子納品については、受注者が電子媒体の提出を希望し、発注者(長野市の工事担当課)が、これを認めた場合に適用する。
- (2) 電子納品は「工事書類の電子納品に関する運用の手引き(案)」に基づくものとする。なお、電子納品における書類の作成費用等は工事費の諸経費(共通仮設費の率分)に含まれ、検査に要する費用においても受注者の負担とする。

19 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- (2)業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3)(A: 工事の場合)長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図(共通仕様書に定められたもの)の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。
- (4)(B:業務委託の場合)長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

20 新型コロナウィルスへの対応について

- (1)作業従事者(当該現場の作業に従事している者。全ての下請業者を含む)の体温及び健康状態の把握 を毎日行い、健康管理を徹底すること。
- (2)作業従事者に、感染や濃厚接触の疑いがある者が出た場合は、県や市の保健所に相談の上、保健所の指導に従い自宅待機等適切な措置を講ずること。
- (3)作業従事者に、感染者や濃厚接触者が出た場合は、速やかに監督員に報告すると共に、工事のその後の対応についても速やかに検討し報告すること。

21 その他

21-1 明記なき事項

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本設計書は、「令和4年度 水道施設整備費に係る歩掛表(厚生労働省)」に基づいて積算しています。
- (3) 水道管材料については、以下の単価を使用しています。 水道事業材料単価表(長野県企業局) 令和4年10月1日適用 長野市独自単価 令和4年4月1日適用
- (4) 平成30年3月31日にCREDAS(クレダス)システムの廃止に伴い、再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の様式について、以下のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。

建設リサイクル報告様式(EXCEL) ※国土交通省 HP よりダウンロード可能 COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)を利用した様式

- (5)公告された設計図書(閲覧設計書、施工条件明示事項書・特記仕様書を含む)について、設計図書と 差異があった場合、入札見積に関する設計図書間の優先順位は、以下のとおりとする。
 - 1 質問 回答書
 - 2 施工条件明示事項書 特記仕様書
 - 3 閲覧設計書(金抜設計書)
 - 4 数量計算書
 - 5 図面
- (6) 工事の施工にあたり、警備会社の交通誘導員の確保が困難な場合は、指定路線以外の路線において、 元請建設会社の社員によるいわゆる自家誘導を承認できるものとする。ただしこの場合、配置計画や 交通誘導専属である内容を記した書面を事前に提出し、また実施後は写真及び集計表等により状況 や人数の確認をするための資料を工事しゅん工図書へ添付すること。

発建設事務所が実施する県 、施工箇所及び施工延長		国連する事業の進

長野市公共工事率先実行計画

施工計画書に下記の公共工事実施における環境配慮項目を反映させ、施工段階で実施すること。

配慮	事項	具体的取り組みの例		
工事	こ当たっての配慮 (環境方針)			
1				
2				
建設	副産物の減量・再資源化 (廃棄物の発生抑制			
1	建設副産物の発生抑制に努める。	① 建設副産物の少ない施工技術、施工方法の採用に努める。② 資材はリサイクル可能なものを積極的に使用する。		
2	建設廃棄物の再利用を進める。	① 現場での分別を徹底する。 ② 現場内利用を促進する。(再使用)		
3	建設発生土の再利用を進める。	① 発生土の現場内利用を推進する。② 他の工事(他の部局、県・国等)との相 互利用を推進する。		
4	施設の耐久性の向上(長寿命化)を進める。	① 長寿命型の資材の使用を推進する。		
5	再生品の利用を進める。	① 再生資材の利用を推進する。		
建設	副産物の適正処理 (廃棄物の発生抑制)			
1	工事に伴い発生する建設副産物の適正な処理 を行う。	 特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底する。 工事間利用、再資源化施設、最終処分場等への運搬等の条件を明示する。 		
省工	- ネルギーの推進 (資源・エネルギーの使用抑]制)		
1	工事に当たっては、省エネルギー対策の実施 など、地球環境の保全に配慮する。	① 工事の省エネ化、節水、工事用機械・車両のアイドリングストップの励行などによる省燃料及びCO2排出抑制に努める。		
公害の	の防止 (騒音・振動・悪臭の発生抑制、大気	への放出抑制)		
1	工事や工事車両による大気汚染や騒音・振動・悪臭は、工法や工事用機械工夫等により極力低減するよう努める。	① 散水などにより粉じん発生の防止に努める。		
2	水質汚濁の防止に努める。	① 工事に伴う汚水、濁水、土砂については、沈でん、ろ過等の処理を行い、適正に処理する。		